

＜申告受付票＞

【役場処理欄】				AM・PM
担当者		受付時間	：	番号札No.

【受付時間】受付開始:8時30分 最終受付:15時00分 (ただし、11時00分~12時30分を除く)

【申告相談の流れについて】

① 申告受付票を記入 → ② 申告受付(役場3階 小会議室4)に提出 → ③ 受付にて「受付番号札」を配布 → ④ 控え室で待機 → ⑤ 申告相談

申告代表者(来場者)氏名	(大・昭・平 年 月 日生)			電話番号
令和8年1月1日時点の住所	大槌町			
① 申告者氏名(1人目)	(大・昭・平 年 月 日生)	続柄		
	令和8年1月1日時点の住所 口同上 ※上記と異なる場合 大槌町			
② 申告者氏名(2人目)	(大・昭・平 年 月 日生)	続柄		
	令和8年1月1日時点の住所 口同上 ※上記と異なる場合 大槌町			
③ 申告者氏名(3人目)	(大・昭・平 年 月 日生)	続柄		
	令和8年1月1日時点の住所 口同上 ※上記と異なる場合 大槌町			

申告する収入(所得)の種類

▽申告する全ての収入について、左の□欄に「○」を記入

①	②	③	※ 複数人の申告をする場合、申告者ごとに該当する収入に「○」を記入ください(上記の申告者氏名①~③)
			営業 漁業、飲食、製造、販売、サービス、大工、内職、保険等の外交員、営業に係る補助金、肉用牛(農業と兼業していない)など
			農業 農産物の生産、果樹の栽培、酪農品の生産、農業に係る補助金、肉用牛(農業と兼業)など
			不動産 貸家、アパート、駐車場の貸付など
			配当 株式の配当、余剰金の分配など
			給与 給与・賞与(アルバイト、パート、日雇いを含む)、役員報酬、事業専従者給与など
			公的年金等 厚生年金、国民年金、企業年金、恩給など
			業務 原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬、食料品の配達、ネットオークション等を利用した個人取引など
			その他雑 個人年金(生命保険の年金)など
			譲渡 土地、建物、機械、骨とう品、絵画、ゴルフ会員権、株式などの資産の譲渡など
			一時 保険の満期返戻金・解約金、懸賞当選の金品、競馬などの払戻金など
			収入なし非課税所得 収入なし、または非課税所得(遺族年金、障害年金など)のみ
			上記以外 以下の所得等については、役場では対応できません。税務署へご相談ください。 外国で生じた所得、先物取引の所得、利子所得、山林所得、仮想通貨で生じた所得、青色申告、令和6年以前の確定申告、贈与税・相続税・消費税の申告など

申告する控除の種類

▽申告する全ての控除について、左の□欄に「○」を記入

①	②	③	※ 複数人の申告をする場合、申告者ごとに該当する控除に「○」を記入ください(左記の申告者氏名①~③)
			社会保険料 本人、同一生計の配偶者や親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者料保険料、介護保険料、国民年金など)
			小規模企業共済等掛金 <ul style="list-style-type: none">・独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金 ・企業型年金加入者掛金、または個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度の掛金
			医療費 本人、同一生計の配偶者や親族のために治療に要した費用 セルフメディケーション税 本人、同一生計の配偶者や親族のための特定一般用医薬品の購入費 ※健康の保持増進及び疾病予防として、一定の取組を行っていること
			生命保険料 <ul style="list-style-type: none">・生命保険契約の保険料や掛金 ・個人年金保険契約の保険料や掛金 ・介護医療保険契約の保険料や掛金
			地震保険料 本人、同一生計の配偶者や親族が所有する家屋で、常時居住、または生活に通常必要な家具等を対象にした損害保険料
			寡婦 <ul style="list-style-type: none">・夫と死別後、再婚していない方 ・離婚後、再婚していない方(夫の生死が不明な場合を含む)で、本人の合計所得が500万円以下、且つ扶養親族を有する方
			ひとり親 <ul style="list-style-type: none">・本人の合計所得が500万円以下、且つ同一生計の子を扶養している方 ※本人が事実上婚姻関係にある場合は、対象外(寡婦控除も同様)
			勤労学生 <ul style="list-style-type: none">・本人の合計所得が85万円以下、且つ自己の勤労以外の所得が10万円以下の勤労学生の方
			障害者 本人、同一生計の配偶者や扶養親族が障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書(※)の交付を受けている方 ※一部の要支援、要介護認定者が対象(長寿社会課介護係で交付)
			配偶者(特別) <ul style="list-style-type: none">・配偶者の合計所得が58万円以下(配偶者控除) ・配偶者の合計所得が58万円超133万円以下(配偶者特別控除) ※本人の合計所得が1,000万円以下であること
			扶養 <ul style="list-style-type: none">・本人と同一生計の親族で、且つ合計所得が58万円以下の方 ※配偶者、及び特定親族は除く
			特定親族特別 <ul style="list-style-type: none">・本人と同一生計の19歳以上23歳未満の親族で、且つ合計所得が58万円を超える123万円以下の方
			住宅借入金等 <ul style="list-style-type: none">一定条件を満たす居住用家屋の新築、購入、または増改築のために金融機関から借り入れをし、その住宅に居住している方 ※初回の控除申告は、役場では対応できません。税務署へご相談ください。
			寄附金 政党・政治資金団体、認定NPO法人、公益社団法人、都道府県、市区町村(ふるさと納税)、県内・町内に事務所を有する団体、住所地の共同募金会・日本赤十字支部などに対する寄附金

※ 申告相談時に必要な書類等については、裏面を確認のうえ、ご準備ください。

＜申告相談時に必要な書類等について＞

1 身元確認・個人番号確認

- ①マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカードのみで可
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方(通知カードの方) → 通知カード + 身元確認書類(※)
- ※身元確認書類：運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カード、健康保険証、申告資料など

2 申告者本人名義の口座番号の分かるもの(確定申告をする方のみ必要な書類です)

- 預金通帳もしくはキャッシュカード → 所得税の還付、または振替納税の口座を確認します。
- ※所得税の納付を、振替納税(口座引落し)により新規でご利用になる場合は、口座振替依頼書にご記入いただきます。その際、金融機関届出印も必要となりますので、ご持参ください。

3 利用者識別番号の確認ができるもの(取得済で、確定申告をする方のみ必要な書類です)

- 税務署から送付された利用者識別番号の通知書、はがきなど

＜申告の内容に応じて必要なもの＞ ・・・ 申告書類の準備に団欄をご活用ください

項目	書類	チェック欄
営業	1 収支内訳書(収入・経費・所得を記入)	<input type="checkbox"/>
農業	2 報酬等の支払調書(外交員報酬などがある場合)	<input type="checkbox"/>
不動産	3 収入金額、経費の確認ができるもの ※営業・農業・不動産 共通	<input type="checkbox"/>
配当	配当に係る支払通知書や特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>
給与	給与の源泉徴収票(ない場合は、給与明細などの給与収入が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>
公的年金等	公的年金の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
その他 雜	1 個人年金の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
	2 報酬に係る支払調書	<input type="checkbox"/>
	3 シルバー人材センターからの分配金支払証明書	<input type="checkbox"/>
	4 収入金額、経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
譲渡	収入金額、経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
一時	収入金額、経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>
社会保険料	令和7年中に支払った金額がわかる領収書、支払証明書など	<input type="checkbox"/>
	※特別徴収(天引き)されている場合は、源泉徴収票に記載されているため、その分は既に控除済です。	<input type="checkbox"/>
小規模企業共済等掛金	令和7年中に支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>
生命保険料	令和7年中の支払いが分かる生命保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
地震保険料	令和7年中の支払いが分かる地震保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>
勤労学生	学生証、または在学証明書	<input type="checkbox"/>
障害者	1 障害の等級等が分かる手帳	<input type="checkbox"/>
	2 障害者控除対象者認定書 ※一部の要支援、要介護認定者が対象(長寿社会課介護係で交付)	<input type="checkbox"/>
各種扶養控除 【適用となる合計所得範囲】 ○ 配偶者特別控除 58万円超～133万円 ○ 特定親族特別控除 58万円超～123万円	被扶養者のマイナンバーが分かるもの(被扶養者が町外在住の場合のみ) ※被扶養者(扶養する方)の合計所得が58万円以下であることを確認 【扶養の対象となる所得条件(例)】 ・給与収入のみの場合、給与収入が123万円以下 ・年金収入のみ(65歳未満)の場合、年金収入が118万円以下 ・年金収入のみ(65歳以上)の場合、年金収入が168万円以下	<input type="checkbox"/>
	1 医療費控除の明細書(医療費通知を提出することで、医療費通知に記載されている医療費分は明細書中「2 医療費(上記1以外)の明細」への記入を省略できます)	<input type="checkbox"/>
医療費	2 医療保険などで補てん金がある場合、補てん金額がわかるもの	<input type="checkbox"/>
	1 申請者本人が健康の保持増進及び疾病の予防として、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(インフルエンザの予防接種の領収書など)	<input type="checkbox"/>
セルフメディケーション税制	2 医療費購入費の明細書	<input type="checkbox"/>
	1 令和7年分の寄附金受領証明書(寄附先から発行)	<input type="checkbox"/>
寄附金	1 令和7年分住宅借入金等特別控除申告書(税務署から発送)	<input type="checkbox"/>
	2 年末残高証明書(住宅ローンを組んだ金融機関から発行)	<input type="checkbox"/>
住宅借入金等		

4 「営業等・農業・不動産」収入や必要経費の確認ができるもの

(1) 収入

帳簿、契約書、販売したことが分かるもの、取引証明書、水揚証明書(漁業)、支払われたことが分かるもの、通帳記帳の内容などから、収入状況をご自身でまとめた収支内訳書により確認いたします。

※自家消費分のみを生産している農家の方

販売を全くせず、自家消費分のみ生産している場合は、出荷したときの大体の価格を想定して収入金額を算出ください。算出できない(収穫量や作付け面積などが不明な)場合、その分は申告受付できません。

(2) 必要経費(事業上必要なものに限る)

帳簿、領収書、レシート、購買したことが分かるもの、事業用にかかる保険料、税金、公共料金などを納付したことが分かるものなどから、支出状況をご自身でまとめた収支内訳書により確認いたします。

【ご協力のお願い】

申告を円滑に進めるため、あらかじめ収支内訳書やノート等に上記の収入や必要経費をまとめていただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、まとめていただいた場合でも、申告書作成時の入力や計算誤りを防ぐため、収入や必要経費の内訳を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

5 固定資産税・自動車税などの「必要経費」について

事業用として使用している土地・建物、自動車等の税金は「租税公課」という必要経費になります。なお、自家用は必要経費とならないため、兼用している場合は家事按分が必要となります(例:農業で使用している軽トラックの軽自動車税、営業で使用している店舗分の固定資産税など)。租税公課の申告をする際は、令和7年中に納付したことが分かる領収証や納税証明書をご持参ください。固定資産税分は、事業用分が確認できるように課税明細書(4月通知)、または公課証明書をご持参ください。

【公課証明書の申請の仕方】

- ・役場1階の税務会計課で申請書に必要事項を記入します。申告に使用することをお伝えください。
- ・固定資産の所有者本人以外が申請される場合は、委任状が必要となります。
- ・申告期間中の公課証明書の手数料は無料になります。

6 給与・公的年金の源泉徴収票

給与支払報告書・公的年金等支払報告書(給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票と同様の記載内容)が、原則1月末までに支払元から役場に提出されますが、申告受付時点で、支払元から提出されていない場合や支払報告書と源泉徴収票の金額が一致しない場合は、内容を確認する必要がありますので、ご持参いただけようお願いいたします。

なお、源泉徴収票については、給与の場合は勤務先、公的年金の場合は年金事務所へお問い合わせください。

7 医療費控除の明細書

医療費控除を申告する際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。

【ご協力のお願い】

申告を円滑に進めるため、あらかじめ医療費控除の明細書を記入いただくよう、ご協力をお願いいたします。また、保険者から発行された「医療費通知」をご提出いただくことで、通知の記載分は医療費控除の明細書への記入が不要となりますので、ご活用ください。

ただし、医療費通知は令和7年12月分まで記載されているとは限らないため、内容を確認のうえ、記載されていない分は、医療費控除の明細書にご記入ください。

なお、医療費通知には令和6年中に支払った分も記載されていますが、今回の申告では令和7年中に支払った分が対象となりますので、ご留意ください。

※ただし、特段の事情があるため、医療費控除の明細書への記載・計算が難しい場合は、医療費の領収書を「①医療を受けた方ごと → ②かかった医療機関ごと」に分けてご持参ください。

※「医療費控除の明細書」の書き方等については、「医療費控除に関するお知らせ」をご確認ください。

5 普通徴収分(納付書や口座振替で納付した分)の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告することで、社会保険料控除に適用できます。

特別徴収(年金から天引き)されている分、給与の年末調整済の分はそれぞれの源泉徴収票に記載されているため、申告の必要はありません。

それ以外に令和7年中に納付書、または口座振替で納付した分がある場合は、納付したことの分かるものが必要となりますので、領収書や支払証明書等をご持参ください。

【申告用納税(納付)証明書の発行窓口】

- (1)国民健康保険税納税済額証明書
- (2)後期高齢者医療保険料納付済額証明書
- (3)介護保険料納付済額証明書

【口座振替の場合】

1月下旬頃に税務会計課から令和7年中に口座振替した町税・保険料のハガキを送付しますので、ご持参ください。